令和４年度長崎県介護・障害福祉分野就職支援金貸付事業

# 新しく福祉のお仕事にチャレンジする方へ

# DREAM.

**就職に必要な資金を貸し付けします！**

**就職後、2 年間勤務で全額返還免除します！**

## 貸付金額

**上限 20 万円（無利子）**

介護・障害分野のお仕事に初めて就かれる方が利用できます。就職の際に必要なお金を貸し付け、就職後 2 年間働けば返還免除されます。

## こんなことに使えます

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護にかかる講習会参加経費、参考図書購入費
- 訪問介護職員等として必要となる靴、道具、カバン等の費用
- 敷金、礼金、又は転居費など転居に伴う費用
- 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- その他、はじめて福祉のお仕事に就く際に必要な資金

## 貸付の対象者

次の全てを満たす方

〇介護等又は障害福祉いずれの実務経験もない

〇県内介護職員等もしくは障害福祉職員として、申請日から 2 か月以内に就労予定（就職内定者）または就労後 1 か月以内である

〇初任者研修や実務者研修等を受講中または研修修了日が就労日前 3 か月以内である

**2023年2月28日まで**

詳細はこちら▶ https://www.welnaga.jp/

**社会福祉法人長崎県社会福祉協議会**
**福祉人材センター**

〒852-8555　長崎市茂里町 3-24　長崎県総合福祉センター　2 階
Tel.095-894-4027　受付時間　9：00 ～ 17：00　土日祝を除く

## 申請に必要な書類

- 申請書チェックリスト　【様式第１号】
- 貸付申請書兼利用計画書　【様式第２号】
- 個人情報の取扱同意書　【様式第３号】
- 研修受講（予定）証明書　【様式第５号】
- 借用書　【様式第10号】
- 業務従事届　【様式第20号】
- 住民票（申請者・連帯保証人分）
- 振込口座の通帳写し
- 修了した研修の修了証明書の写し（未了の場合は、後日提出）

※ 各種様式は、長崎県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてご利用ください。

## 返還免除の条件

就労した日（または研修修了日のいずれか遅い日）から２年間、継続して介護職員又は障害福祉職員の業務に従事すること。

就職活動の相談は
こちらにどうぞ★

## 福祉人材センター・バンクが福祉のお仕事紹介します

「福祉の仕事」の無料職業紹介事業所です

福祉人材センター・バンクのココがうれしい！

★キャリア支援専門員が相談にのってくれる

★LINEなど色々な手段で相談できる


長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター
（無料職業紹介事業許可番号　42-ム-010003）

〒852-8555
長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター 2階
TEL 095-846-8656

LINE▶　Instagram▶

佐世保市社会福祉協議会 佐世保福祉人材バンク
（無料職業紹介事業許可番号　42-ム-020002）

〒857-0028
佐世保市八幡町6-1　県北佐世保福祉会館内
TEL 0956-24-1184

LINE▶


SNSでは
面談会情報などを
発信中！